

新任職員採用時研修のご案内

【動画】 やさしい身体拘束廃止の取り組み

配信期間12カ月だからいつ採用しても研修ができる
 研修講師用マニュアル付きだから誰でも講師ができる
 確認テスト付き（解答・解説）だから理解度を確認できる

今すぐ抜粋版をご視聴下さい！（抜粋版7分・本編20分）

●PC版 → <https://youtu.be/4JC8KQDfB4Q> ●スマホ版→



動画セミナー提供方法

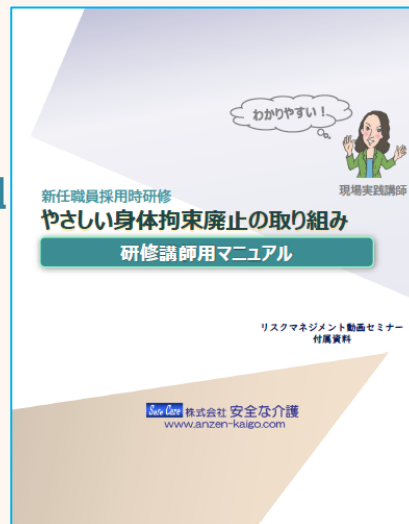
- 提供対象：介護施設・事業者（法人）
- 視聴期間：12ヶ月
- 提供資料：研修テキスト（手持ち資料）
 研修講師用マニュアル
 理解度確認テスト（解答・解説付）
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：44,000円（税込）

動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付
 申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
 URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

新任職員向け身体拘束廃止の取り組み

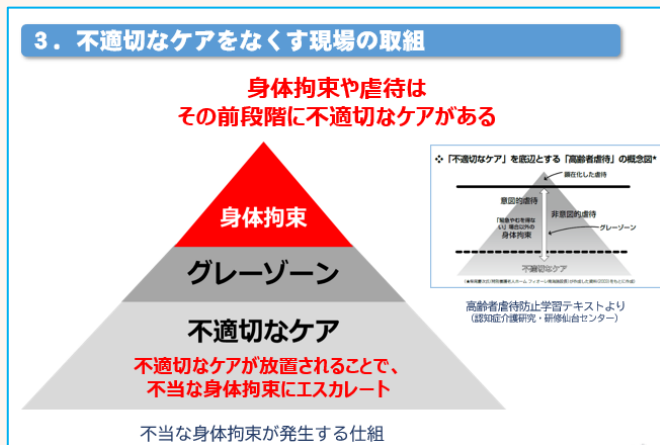
1. 身体拘束廃止規制強化の背景
2. 身体拘束禁止規定に関する知識
3. 不適切なケアをなくす現場の取組
4. ケアの工夫で身体拘束を廃止する取組



【新任職員採用時身体拘束廃止研修】
 理解度確認テスト

次の設問が正しければ○、間違っている場合は×を回答欄に記入して下さい。

設問	回答欄
2018年4月の介護保険改正で、身体拘束は禁止された。	
身体拘束の適正化を促すする要請は任意で廃止することが出来る。	
身体拘束廃止の目標を定めなければ介護報酬が削減される。	
必要な身体拘束や必要な身体拘束は実施されるのではなく、その後の段階でグレーゾーン行為や不適切なケアが行われている。	
目的、身体拘束を行っていない事柄は、身体拘束廃止の取り組みを行ってよい。	
グレーゾーン行為は身体拘束に該当しないので問題はない。	
事前に身体を拘束する行為だけでなく、行動を制限する行為を行ってはならない。	
身体拘束は、人手が足りず見守れない時はやむを得ず行う場合がある。	
緊急やむを得ない場合、とばし対応性/即代置性/一時性/この3つの条件のうち1つ該当する場合はよい。	
身体拘束を行うことで、身体機能は低下する。	
身体拘束を行うことで、介護スタッフの負担は軽減する。	
身体拘束は介護報酬の算定に反映する行為である。	
身体拘束は適法であり罰則に抵触する罰則である。と考えることができる。	
身体拘束によって導かれる状況より、身体拘束により発生する弊害が小さくても、安全が廃止される。	
15 身体拘束を行うことで、職員にどのような利益があるのかと考える。	
16 身体拘束を禁止するには、不適切なケアをなくす取り組みから始める。	
17 不適切なケアを撤廃すると、不当な身体拘束にエスカレートしていく可能性がある。	
18 身体拘束が発生する仕組みと導物が発生する仕組みは同じである。	
19 利用者の行った行為は、なぜそのような行動をするのか？丁寧にアセスメントケアを工夫する。	
20 落ち書きのない利用者は拘束機器を使用すると落ち書きを取り要する。	



研修講師用マニュアル

理解度確認テスト

お申し込みは弊社ホームページから
<http://www.anzen-kaigo.com/index34.html>

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田
 mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275